

保四年鼠小僧といへる賊小畑侯の第にて捕へらる。諸侯の第に入て盜せる事數十軒也、これら飛賊といふべし、因に云、日本ばしの屋根盜の捕られし年、世に三バウといへる諺あり、そは小田原の觀正聖人大に流行して今弘法と稱す、又關岡安浦が男安躬、隅田川にて杯流しの興を催さんとせし事あり、これを大ペラバウとよぶ、屋上ドロバウを加へて、三バウ也、一笑、

〔古今著聞集偷盜十二〕此僧都○澄の坊のとなり也ける家の畠に、そばをうへて侍けるを、夜○る○ぬ○す○人○みな引て取たりけるを、聞てよめる、

ぬす人はながばかまをやきたるらんそばをととりてぞはしりさりぬる、

〔宮島文書〕覺○中略

一郷中に、ぬす人、夜盜、どくかい、火付など仕候もの有バ、聞出可申上候、ほうび出べき候事、右如此御指南候上者、此前走候百姓をも召寄、荒所可開者也、

慶長八年十一月七日

大石見守印

〔窓の須佐美三〕關東に住る野武子の子、若氣にて放埒ゆへ追出され、張門名なる鍋屋の奴僕となりて有しが、鴻巢に賣がけありしかば、十二月晦日取に行つ、夜に入歸とて、錢二貫文、棒の前後に結つけかつぎて、熊谷の此方久下堤を通りしが、夜半ばかりになりぬ、夜盜出て、酒手をあたへよといひしかば、我はかけ乞にて、主の賣がけ錢二貫文、金五兩持れども、主の物なれば遣しがたし、我ものとは、一錢も持合せず、ゆるし給はれといふ、是非取べし、左なくば殺さんといひければ、然らば先錢を渡し申とて、棒を擲出し、金子は懷中裸に懸たり、手すくみて出し難し、御取候へと答ければ、山伏と見ゆる剛勢の男立寄て懷へ手を入る所を、それが差たる刀を抜とりて、袈裟がけに切倒しければ、残り三人は遁退けり、則其刀を腰に指て歸り、後忍の家中へ金三兩に賣ける刀は、孫六にてよき刀なりしとぞ、